

## 安来市文化活動無観客動画配信支援事業取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条第1項に定める緊急事態宣言であって、同法附則第1条の2によりみなして適用されるものをいう。）の期間中に活動を自粛してきた文化団体又は個人（以下「団体等」という。）に対し、活動を再開するための場を提供するため、安来市民を構成員に含む団体等が安来市総合文化ホール（以下「総合文化ホール」という。）で行う無観客の動画配信事業における総合文化ホールの利用料金を市が支払うことについて必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 第4条第1項に定める認定（以下「認定」という。）の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものであって、総合文化ホールを会場として実施するものとする。ただし、市長が適当と認める事業は、この限りでない。

- (1) 安来市民を構成員に含む団体等が実施する事業であること。
- (2) 開催期間が令和2年7月25日から令和3年3月31日までの期間に含まれる事業であること。
- (3) 音楽、演劇、舞踊、伝統芸能等の文化芸術に関する事業（作品等の展示を除く。）であること。
- (4) 無観客での動画配信（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の4の自動公衆送信の方法により映像を配信することをいう。）を行うこと。
- (5) 配信した動画の電磁的記録を市に対して提供すること。
- (6) 過去に第4条の認定を受けたことがない団体等が実施する事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、対象事業としない。

- (1) 公序良俗に反する事業又はそのおそれがあると認められる事業
- (2) 政治的活動又は宗教的活動を目的とする事業

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団若しくは同条第6号の暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が関与する事業

(4) 営利を主たる目的とする事業

(5) その他市長が不適當であると認める事業

(申請)

第3条 対象事業を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、文化活動無観客動画配信支援事業認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(認定)

第4条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、事業の内容を審査し、その可否を文化活動無観客動画配信支援事業認定（不認定）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、認定に条件を付することができる。

2 認定を受けた事業は、これを市のホームページに掲載するものとする。

(利用料金)

第5条 認定を受けた者（以下「事業者」という。）が実施する当該事業に要する施設利用料金及び附属設備利用料金は、市が支払うものとする。ただし、利用料金を市が支払う期間は、準備、後片付け及び練習を含め最大1日までとし、当該期間を超過した期間における利用料金は、事業者が支払うものとする。

(事業変更等)

第6条 事業者は、当該事業の内容等を変更し、又は事業を中止するときは、速やかに文化活動無観客動画配信支援事業変更（中止）申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。この場合において、事業者が当該事業を中止したときは、事業者は、前条により市が支払う額から安来市総合文化ホール条例施行規則（平成28年安来市規則第46号）第9条により利用料金を還付した場合の額を差し引いた額を市に対して支払わなければならない。

(実績報告)

第7条 事業者は、事業終了後、2週間以内に文化活動無観客動画配信支援事業実績報告書（様式第4号）に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

(認定取消等)

第8条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。この場合において、認定を取り消された事業者は、第5条により市が支払った額を市に対して支払わなければならない。

- (1) この告示に定める事項に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (2) 認定の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- (4) その他市長が不相当であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、速やかにその旨を文化活動無観客動画配信支援事業認定取消通知書（様式第5号）により当該事業者に通知し、期間を定めて第5条により市が支払った額を当該事業者に対して請求するものとする。

（損害賠償）

第9条 市は、前条の規定による認定の取消しにより事業者に損害が生じた場合であっても、その損害を賠償する責任を負わないものとする。

2 事業者は、対象事業に関して第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任と費用負担において解決するものとし、市は、当該紛争に関して、損害賠償、損失補填その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和2年6月19日から施行する。
- 2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。